

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：令和4年12月21日

②施設・事業所情報

名称：まことかわさきこども園	種別：幼保連携型認定こども園(公私連携)	
代表者名：理事長 富森 義登 園長 泉 喜美子	定員(利用人数)：105(107)名	
所在地：沖縄県うるま市字川崎117番地		
TEL：098-972-5239	ホームページ http://www.makoto-hoikuen.jp/uruma-kawasaki-top.ht	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 2020年4月1日(令和2年)		
経営法人・設置主体(法人名等)：社会福祉法人 まこと鳴滝会		
職員数	常勤職員：15名 非常勤職員：7名	
専門職員	保育教諭：13名 看護師 1名	
	保育士：3名	
	子育て支援員：3名	
施設・設備の概要	・敷地全体756.25㎡ 延床面積517.83㎡ ・乳児ほふく室(1)・保育室(5)・遊戯室(1)・調理室(1)	

③理念・基本方針

理念

- ・いろいろな人と共感できる心を持ち、協調性のある子
- ・想像力豊かで主体的に行動ができる子

基本方針

子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。

また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をしてより良い保育のために努力研鑽することを基本とする。

④施設・事業所の特徴的な取組

運営主体の社会福祉法人まこと鳴滝会は、和歌山に本部を置き昭和43年より保育事業を運営している。現在全国に12園の保育園・認定こども園を展開しており、令和5年度にはうるま市に2園を開所予定である。本園はうるま市の川崎小学校に隣接しており、令和2年4月にうるま市立川崎幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行に伴う公募で採択され、公私連携幼保連携型認定こども園として開園した。当初は旧園舎で教育・保育を実施し、令和3年4月に新園舎に移転した。園舎は明るく広々としており、衛生設備を白い陶器で統一し清潔感がある。保育室の壁は、開閉ができる柔軟なつくりとなっている。立地については交通量の多い道路の裏手にあり、閑静な環境で高齢者のデイサービス施設と隣接している。空手やエイサー等郷土文化を取り入れた教育・保育活動を展開している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月30日（契約日） ～
	令和5年3月6日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初回受診

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 教育・保育環境整備の工夫がなされ、子どもの活動に合わせた環境構成ができる。

スペースを有効利用できるように、保育室を可動式パーティションを活用して広げ、行事の練習や雨天時の活動スペースとして活用している。家具や遊具の配置のバリエーションが増え、子どもの遊びが充実している。また、近年法人の施設展開が広範囲に進んでおり、保育園やこども園を複数整備していることから、施設整備のノウハウがあり、1階・2階に広いテラスを設け開放的な空間が構成されている。さらに階段下には絵本コーナーのスペースが設けられており、子どもの活動環境が工夫されている。

2) コロナ禍の制限下においてできる活動を模索し地域交流を広げている

隣接する高齢者デイサービスと継続的に交流を行っている。コロナ禍においては対面交流には制限があるが、テラスで子どもたちがエイサー練習で太鼓を叩くとデイサービスの利用者が見学に來たり、ハローウィンの際にはお菓子を持ってきてくれたり、可能な範囲で工夫した交流を続けている。遠距離から通園する子どものために運行している通園バスの運転手は、地域のシルバー人材センターに依頼している。自治会長が登園・登校時の立哨を行っており、子どもたちと毎朝挨拶を交わしている。また、地域で絵本の読み聞かせ活動を行っている方や戦争体験の語り部を園に招いて子どもたちに話をしてもらっている。コロナ禍の制限下においてもできる活動を模索し、地域交流を広げることに努めている。

◇改善を求められる点

1) より具体的な事業計画の策定が望まれる

こども園では、単年度の事業計画が重要事項説明書とほぼ同じ内容になっており、今年度力を入れている事業が示されておらず、応急的に計画が進められている状況が伺える。園長が取り組んでいる体育指導や今後取り入れる予定であるリトミックや子育て支援計画など、構想中の計画を中・長期計画、単年度の事業計画に記載し、職員や保護者にも見える形で取り組むことが望まれる。また、事業計画は指導計画や研修計画、行事計画など一式にして配布するなど、職員間で共有する為の工夫が期待される。

2) 効果的な研修計画の策定並びに研修報告の仕組み作りが望まれる。

こども園では、県や市主催の保育施設職員研修会等に積極的に職員を参加させ、職員の教育・研修に取り組んでいる。研修への参加者については、職員に希望を募り非常勤職員も研修に参加できるように配慮している。

職員個別の研修履歴が整理されていないので、職員が自ら将来の姿を描くことができるように一人ひとりの研修計画を策定し研修履歴を整理することが望まれる。また、研修受講後は他の職員に対して伝達研修を行っているが、報告会に参加できなかった職員に対しては報告書を回覧するなどのさらなる工夫が期待される。

3) 教育・保育の標準的な実施方法について文書化を進め、それにもとづく実践が行われるよう期待したい。

全体的な計画・月間計画の中に、教育・保育の方針・目標をはじめ、配慮すべき事項や反省・課題等、基本的な項目の位置づけがあり丁寧に作成されている。週案の中にも保育のポイント・実践記録・評価・反省の項目があり実践されているが、基本となる教育・保育に関する手順書・マニュアル等の整備については、充分とは言えないので文書化する事が望まれる。文書として整備することで、さらに理解を深め職員間で内容を共有していくことが期待される。また、その内容を定期的に検証し、必要に応じて見直しができるような仕組み作りにも期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園3年目にして初めて受審させていただきました。自己評価することで職員一人ひとりが課題と向き合い、改めて保育環境、保護者支援、地域支援、マニュアル等について学び、見直す良い機会となりました。

評価して頂いた点につきましては、膨らませてさらに向上できるよう努め、ご指摘のありました改善点につきましては、職員と共有し対策を立てて改善に努めます。子どもたちが安心・安全に主体的な活動が出来るようにより良い環境を整え、保護者の皆様には思いに寄り添い、また、地域の皆様にも関心を寄せて頂けるようより良い関係性を目指し、職員一同取り組んで参ります。第三者評価機関の皆様には長時間にわたり、お忙しい中評価して頂きありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価機関
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
評価機関	<p>保育・教育理念や基本方針、目標、めざすこども園像等が策定されており、ホームページや配布している広報誌等に掲載している。また、分かりやすいようにまとめられ玄関に掲示されている。</p> <p>理念や基本方針については、職員にはミーティング等で周知しているが、日頃より確認して復唱したり、会議室や休憩室等に掲示して職員の理解を深めるような取り組みが望まれる。保護者に対しては、入園説明会で「園のしおり」を配布しているが、今後はさらに周知・説明するための工夫が望まれる。</p>	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
評価機関	<p>園長は、法人の園長会や市内のこども園園長会に参加して、社会福祉事業全体の動向や地域の子育て支援事業計画の動向等について情報を把握するように努めている。</p> <p>園の経理事務については、法人が一括管理しており、教育・保育のコスト分析や利用率等の分析は、十分に把握できていないという認識があり、今後法人と連携を取りながら、取り組んでいくことが望まれる。</p>	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
評価機関	<p>今年度は産休・育休を取得している職員がおり、職員配置で負担を感じるようになっている職員もいる。また、昨年度より電気料金が膨らんでおり節電に取り組んでいる。こども園の経営課題については、園長・副園長が直接理事長に報告し、法人役員にも共有されている。</p> <p>職員に対しては朝のミーティング等で周知を図っているが、課題の解決・改善に向けて職員間でも話し合い、組織的に取り組むことが望まれる。</p>	

評価項目		評価機関
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
評価機関	園の中・長期計画については、園長が子育て支援事業の計画やリトミックの導入、人材育成等を構想中であり、具体化して計画を策定することが望まれる。その際には、計画期間や収支計画も併せて策定し実施状況の評価を行えるような内容とすることが望まれる。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
評価機関	単年度の事業計画は、重要事項説明書を中心に全体的な計画や指導計画、行事計画等が作成されている。 単年度の計画には、当該年度における事業の内容を具体的に示すことが望まれる。また、中・長期計画が構想中の為、今後策定し単年度計画に反映させることが望まれる。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
評価機関	事業計画は、園長やリーダー職員を含む管理職員が前年度の反省を踏まえて策定し、教育・保育の全体的な計画、指導計画や行事、避難訓練等の計画については職員会議やミーティングなどで職員に周知し意見を聞いている。 事業計画書は、職員が分かりやすいように関連する書類をまとめて配布するなど周知・説明の方法を工夫することが望まれる。また、事業報告書が事業計画に沿っていないので、今後は実施状況を可視化して次年度の計画に反映させるための取り組みも望まれる。	

評価項目		評価機関
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
評価機関	<p>保護者への事業計画の周知については、主な内容を重要事項説明書や園のしおりに記載して保護者参観等で配布している。今年度はコロナ感染症対策の為、保護者参観を2回に分けて実施し、行事に関しても保護者の希望を聞いて複数回に分けて実施するなどの工夫をしている。また、毎月の園だよりやほげんだより等を配布して周知を図っている。</p> <p>今年度は保護者会やクラス懇談会が開催できてないので、保護者との個人面談や送迎時の会話等の機会を活用して周知・説明するなどの工夫に期待したい。</p>	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評価機関	<p>園では、教育・保育の質の向上に向けて、こども園の自己評価、保護者アンケートと、年2回職員個人の自己評価を実施している。こども園の自己評価や保護者アンケートについては、主幹保育教諭を中心に結果をまとめ園内の掲示板で公表している。過去に保護者から駐車場の出入り口の道路にカーブミラーを付けてほしいとの要望があり、市に要請したところ改善がなされた。</p> <p>職員の自己評価については、結果を会議やミーティング等で周知しているが、職員を交えて分析・検討する場を設けるなどの体制整備が望まれる。</p>	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
評価機関	<p>園長は評価結果を分析し、課題を職員会議等で職員に周知しており、職員間で課題が共有されている。把握している評価結果を分析した結果や課題については、文書化されていないので、今後文書化することが望まれる。また、明確になった課題については、職員参画のもとで改善計画を策定する体制を作ることが望まれる。</p>	

評価項目		評価機関
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
評価機関	<p>園長の役割と責任については、運営規程や就業規則の中にそれぞれの職員の職務内容が記載されており、園長不在の際には副園長がその職務を代行することが明記されている。4月号の園だよりで園長あいさつを掲載している。</p> <p>就業規則の職務内容は、法人全体の職員に対する職務内容になっており、園独自の詳細な職務分掌を見直している最中であるが、早めに策定して職員に周知することが望まれる。その際には園長の役割と責任の他、職員各自の職務内容についても記載し、互いに理解を深めるために工夫することが望まれる。</p>	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
評価機関	<p>園長は、認定こども園の園長会や法人の研修会に参加して遵守すべき法令等の把握に努めている。また、幅広い法令等についてインターネットを活用するなど自己研鑽している。園長は特に児童虐待防止法に関心を寄せ、職員に対しても研修会等で周知に努めている。研修会の資料や役所からの通知等はファイルして玄関に置きいつでも職員が活用できるようにしている。</p> <p>職員に対して、タイムリーに伝達するための時間が取れなかったり、研修会に参加できなかった職員に対して、十分に周知できていないとの認識があり、今後の取り組みが期待される。</p>	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	<p>園長は教育・保育の質の現状について、園の自己評価や保護者アンケートを集計・分析して課題を認識している。日頃より玄関で子どもの送迎を見守り保護者とのコミュニケーションを図っている。また、日々のミーティングや職務会、個人面談の中で、職員の要望や教育・保育に関するアイデアを聴取し現場に活かすように取り組んでいる。職員の教育・研修については、年間計画を組み、計画されていない研修についても受講者調整を行い、オンライン等で多くの職員が受講できるように取り組んでいる。</p> <p>今後は、個人別の研修計画を策定するなど個人並びに組織の質の向上に繋がるように、さらに教育・研修の充実を図る取り組みに期待したい。</p>	

評価項目		評価機関
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	園長は、業務の改善や実効性の向上について人事や労務等を踏まえ分析を行い、職員の勤務形態等への配慮をしている。業務改善の為に昨年度よりICT業務支援ソフトを導入しているが、十分に活用できておらず今後担当者を配置する予定である。 経営状況やコストバランス、業務改善等については、法人所属の税理士や社会保険労務士から電話でアドバイスを受けているが、十分に実施できていない部分もあり今後改善を図ることが望まれる。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
評価機関	こども園で必要とする人材の確保に向けて、ハローワークや人材派遣会社に募集広告を出すと共に地域への声かけを行い、職員にも知人・友人の紹介を推奨している。職員は基本的に正職員として採用し、勤務形態について各自の希望を受け入れ、固定勤務にしたり休暇や休憩時間を取りやすいように配慮している。 今年度産休に入る職員の代替職員が一部確保できておらず、引き続き職員確保の為の取り組みが期待される。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
評価機関	園の理念・基本方針に基づき「めざす職員像」が示されている。職員の採用、配置、異動、昇給等に関する人事基準に関しては、給与規程や就業規則で説明している。園長は、年度末に面談シートを活用し職員がクラスで実践してきたことや今後取り組みたいこと、意見、要望、意向等を把握している。 職員の専門性や職務遂行能力等を評価する仕組みについてはまだ策定されていないので、今後職員が将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みを構築するなどの取り組みが望まれる。	

評価項目		評価機関
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評価機関	<p>園長は、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握し労務管理に努めている。定期的に年1回職員との個別面談を実施し、必要に応じて個人的な相談にも応じ、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務体系に変更できるようにしている。また、職員の悩み等については主幹保育教諭が窓口となり、改善が図られている。</p> <p>職員が働きやすくなるように職員と対話し連休確保にも取り組んでいるが、保育教諭が一部確保できていないということで今後も継続して人材確保に取り組むことが期待される。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評価機関	<p>園の保育・教育理念と目標が1枚のシートにまとめられており、その中に「めざす子ども像」「めざすこども園像」「めざす職員像」が明示されている。園長は、年度末に職員との個別面談を実施し一人ひとりの希望や要望、目標等を確認している。</p> <p>職員個人の目標については、進捗状況を確認するまでには至っていないので、今後は目標管理シート等を作成し、設定した目標に対して達成度を確認する為に年度当初・年度末に面接を行うなどの工夫が望まれる。</p>	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評価機関	<p>こども園がめざす教育・保育を実践する為に、「めざす職員像」が明示されており、毎月1回土曜日の午後を職員研修の時間として確保している。外部研修はうるま市の保育施設職員研修会や県主催の研修会を中心に受講計画が策定されており、研修参加者の復命書も整理されている。</p> <p>園内研修については計画が具体的ではなく、外部研修の伝達や外部講師による研修、法人のオンライン研修等が実施されている。研修については、効果的に人材を育成する為に定期的に計画や研修内容について、評価・見直しすることが望まれる。</p>	

評価項目		評価機関
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評価機関	園長は、職員の知識、技術水準や資格の取得状況を把握しており、積極的に法人研修や外部研修に参加する機会を設け、職員の教育・研修に取り組んでいる。法人研修の中で階層別研修や職種別研修がオンラインで実施されている。法人では12のこども園や保育所を経営しており、今年度は法人研修の一環として当園で公開保育が実施される予定である。 新任職員に対しては、経験豊富な職員が指導する体制を取っているが、職員一人ひとりの経験や習熟度によって指導の仕方が異なることもあり、より効果的なOJTの導入が望まれる。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評価機関	実習生の受入れについては、園の基本姿勢や受入れ体制を記載したマニュアルが整備されている。昨年度2名、今年度2名の実習生を受入れ、次年度は5名の受入れを予定し準備をすすめている。実習生の受入れ・指導・評価の担当者は、園長・副園長・主幹保育教諭の話し合いで役割分担し、学校側と連携して実習内容等の調整を行っている。今後もより一層充実した実習プログラムの策定等に期待したい。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評価機関	法人・園の理念や基本方針について、ホームページや配布している広報誌等に掲載している。園の玄関にも掲示しており、保護者に対しての周知に努めている。教育・保育方針には、「お年寄りや小中高生との関わりから温かさや知恵、お互いの存在を感じられるような地域との交流を深める」と明示し、地域へ発信している。 法人のホームページには法人の定款は公開されているが、予算・決算情報については未公開である。予算・決算情報についても適切な公開が望まれる。	

評価項目		評価機関
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
評価機関	<p>法人は、県外に事務局を置いており、事務・経理・取引等については、法人がルールに即した対応を行っている。こども園の事業・財政について法人が委託した外部監査機関の支援を受けて分析し、指摘事項については経営改善を図っている。</p> <p>法人と園の役割分担について職務分掌に記載することにより職員への周知を図ることを期待したい。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
評価機関	<p>地域との関りについての基本的な考え方は、教育・保育方針に記載している。遠距離から通園する子どものために運行している通園バスの運転手は、地域のシルバー人材センターに依頼している。自治会長が登校・登園時の立哨を行っており、子どもたちと朝の挨拶を交わしている。また、地域で絵本の読み聞かせ活動を行っている方や戦争体験の語り部を園に招いて話をしてもらっている。コロナ禍の制限下でもできる活動を模索し実施している。</p>	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
評価機関	<p>ボランティア受入れについては、教育・保育の基本方針に「地域との関りを通して温かさや知恵、お互いの存在を感じることができる交流につなげる」とあり、具体的な交流の一環として絵本の読み聞かせや戦争の語り部、行事の際の受入れなどを行っている。</p> <p>現在ボランティア受入れについて登録手続きや学校教育への協力等についても記載したマニュアルを作成準備しており、今後の取り組みに期待したい。</p>	

評価項目		評価機関
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
評価機関	自治会や医療機関、行政機関等について一覧表を作成し職員間で情報共有している。要保護児童対策地域協議会の対象である世帯については、子育て世代包括支援センターの職員をはじめ、関係機関と定期的な連絡会等を開催し、連携して支援を行っている。障害のある子どもに対しては、通所する児童デイサービスや病院等と情報を共有して支援を行っている。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
評価機関	自治会長との交流があり、地域の情報を共有している。認定こども園の機能として子育ての悩みや相談を受けていることを記載したパンフレット等を配布し、地域の集いの場でも発信している。地域の環境としては、子育て世代が増加していることと地元の入園児が多いため、保護者同士の交流が盛んである。今後は、地域の民生委員や児童委員との協力体制を強化し自治会との連携を深めることにより、さらに地域の福祉ニーズや生活課題の把握に期待したい。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
評価機関	毎月子育て応援デーを設定し、地域の子育て家庭に対し保育体験や園庭開放を行っている。子育て電話相談は、毎日受け付けることをチラシに掲載している。また、隣接している高齢者のデイサービス利用者との継続的に交流を行っている(コロナ禍では対面交流に制限があるため、子どもたちがテラスで演舞し、園庭等から見学してもらうなどの工夫をしている)。今後は、交流のあるデイサービスの防災対策への協力や、デイサービスと連携して地域の支援を要する人々の安心・安全に向けた備えや支援の取り組みに期待したい。	

評価項目		評価機関
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
評価機関	園の基本方針には、「人権を保障し、プライバシーを保護することを第一義とする」と明記しており、子どもを尊重した教育・保育の実施を明示している。職員の理解を深めるために、全国保育士会作成の『保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用し、勉強会を開催している。米軍基地が隣接する環境から外国籍の子どもも複数在籍しており、互いに尊重する環境整備を図っている。子どもを尊重した教育・保育の取り組みを一層充実させていけるように園独自の「倫理綱領」を策定し、職員の理解が深まる取り組みに期待したい。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	c
判断基準	a 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
評価機関	子どものプライバシー保護について、職員会議やミーティングで話し合い適切な対応を検討している。夏には、小学校のプールを借用しプール活動を実施しているが、着替えは園内で行っている。また、それぞれの保育室は解放できる作りではあるが、日常は区切りをつけることにより、着替え時等の対応を行っている。今後は、プライバシー保護に関するマニュアルや規程等を整備することが望まれる。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
評価機関	入園案内のパンフレットは、地域の公民館や施設、店舗等に配布し、広報活動を行っている。パンフレットには、写真や建物の図、一日の流れや一年の行事等をイラストを用いて表現している。利用希望者の見学については随時、園長・副園長・主幹保育教諭で対応している。コロナ禍においては、時間や人数等の制約もあり簡素化した対応となっている。	

評価項目		評価機関
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
評価機関	教育・保育を開始する入園児には、個別に面談を行い重要事項説明書や園のしおり、運営規程を活用し説明を行っている。その際には、保護者の意向を聴取したうえで同意を得ている。行事等保育内容の変更や保護者の就労状況による保育時間の変更時には、面談を設け説明を行っている。特に配慮が必要な保護者に対しては、園長が対応する等ルール化し、理解を得るための工夫を行っている。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
評価機関	転園の際には、転園先に指導要録や健康診断結果等必要な文書を郵送している。子どもや保護者に対しては、退園後も相談できることを伝え連絡先等を明記した文書を作成し渡している。転園等の手続きに関しては、園長・副園長・主幹保育教諭が対応に当たっており、今後は継続性に配慮した対応について、職員への周知も図る取り組みに期待したい。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
評価機関	登園・降園時の保護者との対話、参観日(年1回)や保護者懇談会(年1回)を通して、意見や意向の把握に努め、行事や季節の飾りつけ、園庭で食事をとる等、活動を楽しめるような工夫をしている。意見箱の設置やアンケートの実施に関しては担当者を配置し、アンケート票のファイルが保存されている。また個別に相談がある時はその都度聴取し、複雑な内容の際には相談室にて対応するようにしている。アンケートや相談内容に関しては、必要に応じて記録をとり意見・意向を取り入れるようにしており、今後は検討会議を設置するなどの取り組みに期待したい。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
評価機関	<p>苦情解決の仕組みについては、意見箱を設置しアンケートを実施するなど工夫している。アンケート票がファイルされ、苦情受付書に内容やその後の経過記録があり、保護者にもフィードバックされている。また内容によっては申し出た保護者の同意を得た上で解決策を掲示板や通知文にて公表している。重要事項説明書やポスターに相談窓口・第三者委員の記載がある。</p> <p>保護者等に対しては、その仕組みを説明した資料を配布し、より分かりやすいように説明することが望まれる。また、苦情・相談内容について職員間での情報共有にも努めることが期待される。</p>	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
評価機関	<p>園では、子どもの送迎時の対話や参観日の聴き取りなどを通して保護者の意見聴取に努めている。個別の相談室が設けられており、必要に応じて記録されている。</p> <p>意見表明や相談方法の説明については、十分とはいえない部分もあり、相談窓口の設置等について説明文書を配布するなど、さらなる工夫が望まれる。</p>	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
評価機関	<p>園では、送迎時での対話や連絡帳の自由記載欄への記入等により、保護者からの相談や意見の傾聴に努めている。寄せられた相談・意見については、必要に応じて職員会議等で可能な限り迅速に検討・対応している。</p> <p>今後は、教育・保育の質の向上に向けて内容の記録や対応策の検討などについて、対応がスムーズに進むようにマニュアルを整備するなどの取り組みに期待したい。</p>	

評価項目		評価機関
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
評価機関	危機管理マニュアルが整備されており、ヒヤリハット・事故報告書をもとに職務会の中で対応策が検討され、早急な対応に努めている。また危機管理の研修を計画的に行い、研修記録がファイルされ、内容が職員間で共有されている。 リスクマネジメントに関する委員会の設置については、明確でなく今後整備することが望まれる。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
評価機関	感染症に関する予防や対応マニュアルが整備され、うがい・手洗い・体調面の管理をはじめ、合同保育の回避や保育時間の短縮など看護師が中心となって計画書の作成等を行い、職務会で職員に周知し、予防対策に取り組んでいる。保護者に対しても感染症情報の掲示やほけんだより等で周知するようにしている。年間保健計画の中に感染症に関する指導・予防・対策について記載があり、園のしおりで医師用の『登園許可書』・保護者用の『登園届』に関する説明がされている。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
評価機関	自衛消防組織図において、隊長以下通報係・救護係・避難誘導係と役割分担が示され、避難場所や緊急連絡先が明記されている。危機管理マニュアルが整備され、園内外における事故発生時の連携方法・役割分担が明示されている。災害時の避難ルートが定められており、小学校との合同災害避難訓練が定期的(月1回)に計画・実施されている。また、訓練後は反省点を確認し実施記録を残している。 地元行政や自治会等との連携を深め、食料品や備品類の備蓄リストの作成と共に今後の取り組みが望まれる。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価機関	<p>全体的な計画・月間計画の中に、教育・保育の方針・目標をはじめ、配慮すべき事項や反省・課題等、基本的な項目の位置づけがあり丁寧に作成されている。</p> <p>基本となる教育・保育に関する手順書・マニュアル等については、大部分が職員間で口頭で引継がれて実践されており、新任職員でも統一した対応がとれるように文書化することが望まれる。文書として整備することで、さらに理解を深め職員間で内容を共有していくことが望まれる。</p>	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価機関	<p>指導計画は定期的に作成されており、家庭連絡や反省・課題の記載欄が位置づけられている。</p> <p>標準的な実施方法については、大部分が文書化されていないが、日々の実践の中で手順書等について意識はされており、現在中断しているカリキュラム会議の開催を継続して行い、手順書・マニュアル等の作成、検証・見直しを進めるよう期待したい。</p>	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
評価機関	<p>各種指導計画作成の責任者が設置され、各々の場で話し合わせ役割が果たされている。指導計画は全体的な計画にもとづいて作成され、計画の中に『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』が示されている。支援困難ケースへの対応については、個別支援計画書が作成され発達支援日誌に記録を残している。入園時や参観日・懇談会での聴取により、子どもの心身の状況や家庭環境等についての聴取が行われ、児童票に記録されている。月間指導計画の中に、家庭連絡や反省・課題の記載欄が位置づけられており、振り返りや評価を行うことが意識されている。</p> <p>今後は、一連のプロセスにもとづいたアセスメント手法を確立し、様々な職種の関係職員・関係者の参加による協議等を行う体制作りが望まれる。また、現在中断している月1回のカリキュラム会議の開催を継続して、仕組みを明確にすることが望まれる。</p>	

評価項目		評価機関
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
評価機関	<p>指導計画は、全体的な計画・年間計画・月間指導計画が主幹保育教諭を中心に作成されている。全体的な計画については、定期の懇談会において保護者に手渡され周知されている。月間計画の中に家庭連絡、反省・課題の記載欄があり、保護者のニーズや教育・保育の質の向上に関わる課題等が明示されている。全体的な計画の中にも「評価」「自己評価」等の位置づけがあり、次の指導計画に活かしている。指導計画に変更が生じた際は、毎月の職務会・園内研修において職員に問いかけ検討しているが、手順や仕組みの整備は十分とはいえず、今後整備していくことが望まれる。計画の緊急な変更についても、関係者との協議などを十分に行うことが望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
評価機関	<p>児童票・月案・週案・日誌等において発達状況や生活状況が把握・記録されている。月間計画の中に反省・課題の記載欄があり、指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることが確認できた。記録の様式は定められているが、記録方法については文書化することが望まれる。また、情報の流れに関して日々の実践の中でコミュニケーションはとられているが、情報の分別や情報共有については、ICT業務支援ソフトの活用と併せて今後取り組むことが望まれる。</p>	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
評価機関	<p>『運営規定』『重要事項説明』『服務規律』の中で個人情報の安全管理・保護・秘密保持について明記されており、その内容に関しては職員に周知されている。記録管理の責任者は園長となっており書類は事務所内に鍵締めで保管されている。記録文書の保存期間が定められていないので、保護者等から開示を求められた際のルール・規定の明確化と併せ、整備することが望まれる。</p>	

		評価項目	評価機関
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	C
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	—
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
評価機関	<p>子どもの権利擁護については、虐待に関するマニュアルが整備され、虐待や不適切な関わりを防止することについて職員への理解が図られ、教育・保育の場で意識して取り組んでいる。園長、副園長、主幹保育教諭は、職員会議等で日々の教育・保育を通して子どもの変化に注意を払うよう職員を指導している。また、気になることがある場合は、保護者の日常的なやり取りなどからも家庭の様子なども確認し、早期の発見に努めている。</p> <p>子どもの権利侵害の防止については、定期的な内部研修の実施や具体的な取り組みについてさらに検討するなど今後の改善を期待したい。</p>		
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
	判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
		b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。
		c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
評価機関	<p>全体的な計画は、こども園の基本理念や保育の理念、教育・保育目標をもとに、養護と教育及び保育からなる乳児期から幼児期の発達過程を踏まえ、子どもの生活や発達の連続性に留意し、長期的な見通しをもって作成されている。作成には、園長、副園長、主幹保育教諭のほか各クラスリーダーが参画し、定期的に行う評価を活かし次年度の全体的な計画を作成している。</p> <p>一方で、保護者へのアプローチについては、コロナ禍においてオリエンテーションなどの十分な機会が得られないことも考えられるが、資料の配付や掲示のほか個別面談などを利用し、指導計画のわかりやすい説明ができるよう前向きな取り組みに期待したい。</p>		
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
評価機関	<p>新築の園舎で、エアコンの設備も整っており各保育室には温度計などが設置され、適正な基準の下で教育・保育環境が保たれている。トイレや水回りも子どもの使いやすさを考えた配置で、衛生面も管理されている。また、乳幼児から就学前のそれぞれの子どもに合った遊具や玩具の配置も考慮され、年齢にあった自由な遊びが展開できるよう工夫されている。さらに階段下のスペースを利用した絵本コーナーも設置され、落ち着いた雰囲気ですっきりと過ごす空間もあり、充実した環境づくりに努めている。</p>		

		評価項目	評価機関
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	b
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。
評価機関	<p>一人ひとりの子どもについては、入所時の調査書や保護者との面談で子どもの発達や状況を把握し、家庭との段差のない教育・保育に努めている。また、子どもの様子や気になる事については職員間で話し合うほか、保護者からの聞き取りや連絡帳などを活用し、子どもが安心して過ごせるよう配慮している。さらに子どもの長所を伸ばすことを念頭に、普段から良いところを見つけ、褒めるような心がけている。</p> <p>禁止や制止させる言葉を必要以上に使用しないことについては、全体的な取り組みとして職員間の共有や周知を意識した取り組みが望まれる。</p>		
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
評価機関	<p>子どもが自分でやろうとする気持ちを育むため、急がせることなく一人ひとりの子どもにとって適切な時期に援助するよう心がけている。また絵カードや図解などで子どもに分かりやすい方法などを示し、自分でできた達成感を味わえるよう配慮している。子どもの状態を常に把握し休息が必要な場合は、ホールやコーナーで落ち着けるよう環境を工夫し、安心して過ごせるよう努めている。</p>		
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
		c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。
評価機関	<p>年齢に応じた教育・保育を月案・週案で具体的に計画し、子どもの成長を確認しながら、自らしようとする気持ちを育てている。3歳未満児においては、お便り帳や面談などを通じ家庭と連携しながら無理なく活動できるほか、遊びながら身体機能の向上を図るため室内の遊具・玩具を設置している。また、3歳以上児は主体的に行動・遊びの選択ができる環境を整え、グループ活動や当番活動を通して、共同で活動する楽しさや達成感を味わえるよう工夫している。</p>		

		評価項目	評価機関
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	乳児保育(0歳児)においては、乳児の情緒が安定するように保育者とのスキンシップを大切にしながら保育を基本としている。個別計画をもとに保育者が援助を行い、ゆったりと応える関わりを大切にしている。保護者と連絡帳を中心に日頃の健康管理について連携を密に取っている。		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	<p>子どもの発達に応じた年間指導計画、月案が立てられ、遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、子どもの気持ちを受け止め丁寧な対応に努めている。また、遊具や玩具遊びも十分楽しめるよう配置や種類を工夫している。さらに乳児同様、連絡帳を中心に家庭との連携を深め、無理なく個別のペースを尊重した実践を目指している。</p> <p>一方で、コロナ禍により異年齢児の交流は3歳未満児(0歳～2歳)に限定されており、外部の立ち入り制限があるため、他者との関わりが少なくなっている。今後の動向を見ながら活動の幅を広げられるよう期待したい。</p>		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	<p>集団の中で培われる社会性を育み、子ども同士の関わりの中で様々な経験を踏まえ自立できるよう、生活の仕方やルール等を丁寧に子どもに伝え、身の回りのことが一人でできるよう援助している。また、園での自分の役割を確認し、意欲的に取り組めるようにしている。さらに就学を意識し生活リズムを整え基本的な生活習慣の確立を図り、生活や遊びの中で文字や数字に触れる環境を整えている。</p> <p>隣接する高齢者デイサービス利用者との交流があり、地域との関わりを広げつつあるが、コロナ禍もあり子どもの育ちや取り組んできた協働的な活動について伝達することが難しい現状もある。今後、こうした活動を伝えるための取り組みに期待したい。</p>		

		評価項目	評価機関
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
評価機関	<p>こども園では、障害のある子どもが安心して生活できるように、バリアフリー化され、建物にはエレベーターが設置されている。障害のある子どもが園生活をスムーズに送れるように、4者面談(保護者、園長、主幹保育教諭、担当保育教諭)のほか保護者から随時情報を収集し、子どもの状況に応じた個別計画を作成している。また、相談支援員と児童デイサービス担当者との会議も行われ、多角的に対象児の処遇を行える体制づくりに努め、さらに保護者が困っている時の声かけや個別援助も積極的に行っている。</p> <p>他の保護者への情報提供については、未だ適切な情報を伝える手段が確立していないため、これからの取り組みに期待したい。</p>		
56	A⑪	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
評価機関	<p>こども園では、保護者の仕事や急な用事の時などにも延長保育がスムーズに利用できるよう取り組んでいる。在園時間が長くなった異年齢の子どもが、一緒に好きな遊びで過ごせるようにゆったりとした環境を整備している。担任は子どもの一日の様子を延長保育の担当者へ引継ぎ、お迎えの際に保護者へ伝えるなど連携が図られている。</p> <p>一方で、延長保育は利用児の記録に留まっているので、延長保育をすすめるなかで保育内容に偏りがでないよう保育計画や内容を記録し、振り返りができるような工夫を期待したい。</p>		
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
評価機関	<p>小学校との接続を位置づけるアプローチカリキュラムが作成された教育・保育が行われている。保幼こ小連絡協議会に参加し、情報交換・交流会に参加している。また、小学校のプールや体育館などの施設を利用することで、子どもが小学校を身近に感じることができるようになっている。さらに子どもが見通しを持って、安心して小学校生活を送れるよう、保護者と個人面談を行い、就学へ向けた共通理解を図るための取り組みが行われている。卒園前には指導要録の作成及び就学先への提出も行っている。</p>		

		評価項目	評価機関
A-2-(3) 健康管理			
58	A ⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
評価機関	日々の健康管理については、担任のほか看護師が看護日誌を毎日記載している。各クラスの登園状況、欠席理由、感染症の有無(登園時の状況)、感染拡大予防のための声かけ、ケガ時の対応、体調不良時のケアなど職員と日々のコミュニケーションを積極的に行って状況を把握し、職員の体調面、精神面のケアも行えるように心がけている。また、保護者に対しては、迎え時に状況報告やほげんだよりにて発信している。SIDSについては、5分毎の睡眠チェックのほか、早期発見・予防のためのモニターを導入し安全対策を図っている。		
59	A ⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
		b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
		c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
評価機関	健康診断・歯科健診の結果が記録され、診断結果を保護者へ個別に配布している。歯科健診で治療が必要な子どもには保護者と連携した取り組みを行っている。検診結果で問題がある子どもは、看護師がリストを作成し職員と共有する仕組みがある。子どもには絵本やポスターを利用し、歯磨きや手洗い・食生活などへ関心が持てるよう配慮している。		
60	A ⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		園 E	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
評価機関	アレルギー疾患のある子どもに対しては、医師の指示のもとアレルギー疾患生活管理指導表に基づいて席を離すことや状況に応じてシャワーは最初にするなど対応している。また、個別対応については他の職員にも周知している。食事の提供については、皿の色分け、提供方法の確認を行っており、取り違えが起きないように工夫している。さらにアレルギー疾患等について研修を行い、内容を共有し事故のないように努めている。		

評価項目		評価機関
A-2-(4) 食事		
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
	判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
評価機関	こども園で必要とする人材の確保に向けて、ハローワークや人材派遣会社に募集広告を出すと共に地域への声かけを行い、職員にも知人・友人の紹介を推奨している。職員は基本的に正職員として採用し、勤務形態について各自の希望を受入れ、固定勤務にしたり休暇や休憩時間を取りやすいように配慮している。 今年度産休に入る職員の代替職員が一部確保できておらず、引き続き職員確保の為の取り組みが期待される。	
62	A⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 b
	判断基準	a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
		b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
		c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
評価機関	給食は、自園調理で季節に応じた行事食、沖縄の伝統料理のほか他県の郷土料理などバラエティーに富んだメニュー構成となっており、子どもや保護者からも好評である。また、栄養のバランスも考えられ、栄養定期報告も目標値を満たす内容となっている。 調理員は外部委託ということもあり積極的な関わりが見られないので、今後の取り組みとして子どもの声を直に反映、または調理員が直接対話できる機会を設けるなどの工夫を期待したい。	
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 a
	判断基準	a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
		b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
		c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
評価機関	園では、当初年2回の保護者面談を予定していたが、コロナ感染症防止対策のため年1回の面談を実施している。3歳未満児の保護者は、送迎時に保育室前で担任と日常的に情報交換を行っている。3歳以上児については、玄関先での送迎のため必要に応じてお便り帳での情報交換を行っている。	

評価項目		評価機関
A-3-(2) 保護者等の支援		
64	A ⑱	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 a
	判断基準	a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
評価機関	保護者支援(特に配慮を要する保護者)については職員間で情報共有を行っている。担任をはじめ保育教諭は、日常的に保護者への声かけを意識して行い信頼関係を構築するように務めている。相談内容は記録に残し、相談を受けた保育教諭等が、園長や主幹保育教諭等から助言を受けられる体制を整えている。	
65	A ⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 a
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
評価機関	不適切な養育に対する対応について外部研修に参加した職員が、職務会等で伝達研修を行っている。法人で行われている階層別研修でもテーマとなっている。研修で得た情報や、行政機関が策定したマニュアル等を参照し、園独自の虐待防止マニュアルを策定している。毎朝15分程度ミーティングの時間を設け、各クラスから保育者1人と園長・副園長・主幹保育教諭が出席し、子どもの心身の状態等を情報共有している。報告された内容はミーティングノートに記載し、参加していない職員も閲覧し情報共有できるようにしている。	